第２号様式（第４条関係）

農地利用最適化推進委員推薦申込書（団体推薦用）

大井町農業委員会　様

令和７年　　月　　日

１　推薦を受ける者

私は、推薦を受け、大井町農地利用最適化推進委員の候補者となることを承諾します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | | 性別 | | 年齢 | | 職業 |
| 氏　名 | 印 | | 男・女 | | 歳 | |  |
| 住　所 | 〒  （自治会名　　　） | | 電話番号 | | | | |
| （　　　　）　　－ | | | | |
| 経　歴 |  | | | | | | |
| 農業経営  の状況 | 営農類型 |  | | 耕作面積 | | ａ | |
| 推薦す  る地域 | □１．篠窪、柳、高尾　　　　□３．金子、金手  □２．赤田、山田　　　　　　□４．西大井、上大井  　　　　　　　　　　　※該当欄にチェック | | | | | | |
| 同時候補者であるか否かの別 | □農業委員会の委員の推薦を受けている。  □農業委員会の委員に応募している。  □どちらにも該当しない。　　　　　　　　　　　※該当欄にチェック | | | | | | |

２　推薦をする者

　　私は、前記１の者を大井町農地利用最適化推進委員の候補者として推薦します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | | ふりがな |  |
| 組織名称 |  | | 代表者氏名 | 印 |
| 代表者住所 | 〒 | | 電話番号 | |
| （　　　　）　　－ | |
| 構成員の数 | 人 | 構成員たる資格 |  | |
| 推薦の理由 |  | | | |

備考　住所及び電話番号を除く事項については、規則第６条の規定により、公表されます。

第２号様式（第４条関係）

農地利用最適化推進委員推薦申込書（団体推薦用）　**記入例**

大井町農業委員会　様

日付は、６月２日～６月３０日の間としてください。

令和７年６月２０日

署名及び捺印

１　推薦を受ける者

私は、推薦を受け、大井町農地利用最適化推進委員の候補者となることを承諾します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな | おおい　たろう | | 性別 | | 年齢 | | 職業 |
| 氏　名 | 大井　太郎　　　　　　印 | | 男・女 | | 60歳 | | 農業 |
| 住　所 | 〒258-0012  大井町柳260番（自治会名　柳） | | 電話番号 | | | | |
| （0465）82－2381 | | | | |
| 経　歴 | 昭和45年　かながわ西湘農協就職  昭和63年　かながわ西湘農協支部長就任  平成25年　農業委員就任  **＊職歴、農業委員歴、その他農業又は地域活動に関する経歴等（農業行政又は農業関係団体の営農部門の勤務経験、農業教育・研究機関等での教職・研究者の経験）を記入してください。** | | | | | | |
| 農業経営  の状況 | 営農類型 | 露地野菜、果樹、水稲、施設野菜 | | 耕作面積 | | 30ａ | |
| 推薦す  る地域 | □１．篠窪、柳、高尾　　　　□３．金子、金手  □２．赤田、山田　　　　　　□４．西大井、上大井  　　　　　　　　　　　※該当欄にチェック | | | | | | |
| 同時候補者であるか否かの別 | □農業委員会の委員の推薦を受けている。  □農業委員会の委員に応募している。  □どちらにも該当しない。　　　　　　　　　　　※該当欄にチェック | | | | | | |

署名及び捺印

２　推薦をする者

　　私は、前記１の者を大井町農地利用最適化推進委員の候補者として推薦します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな | かながわせいしょうのうきょうそうわしてん　やなぎしぶ | | ふりがな | しぶちょうそうわたろう |
| 組織名称 | かながわ西湘農協相和支店柳支部 | | 代表者氏名 | 支部長　相和　太郎　印 |
| 代表者住所 | 〒258-0012  大井町柳265番 | | 電話番号 | |
| （0465）82－3715 | |
| 構成員の数 | 20人 | 構成員たる資格 | 正組合員 | |
| 推薦の理由 | 被推薦者は、野菜の栽培を精力的に展開され、地域の農家からの人望も厚く、耕作放棄地の未然防止等、農地利用の最適化に大きく貢献されると考えるため推薦する。 | | | |

備考　住所及び電話番号を除く事項については、規則第６条の規定により、公表されます。